宝達志水町ＰＲハッピ貸し出しに関する内規

（目的）

第１条　町の活性化やＰＲを目的とするイベント等を実施するにあたり、町の知名度向上を目的とする。なお、「宝達志水町ハッピ」を貸し出しすることに関し、必要なことを定める。

（定義）

第２条　この内規において、次の各号に揚げる用語の意義は、次のとおり定めるとおりとする。

(１)　宝達志水町ＰＲハッピ　　宝達志水町企画振興課が所有している緑色で背中に「宝達志水町が明記され、ほっぴーさんが画かれている」ものとする。

（対象事業）

第３条　宝達志水町ＰＲハッピを貸し出しできる事業は、次のとおりとする。

(１)　町外のイベントに参加し、町をＰＲする事業

(２)　町内外で、テレビや雑誌等の取材に対し、町をＰＲする事業

（使用者）

第４条　宝達志水町ＰＲハッピを使用とする者は、次の各号すべてに該当するものとする。

（１）宝達志水町の方とする。

（２）個人ではなく２名以上の団体とする。

（３）貸し出し枚数は２０枚までとする。

（貸出方法）

第５条　貸し出しを希望するものは、宝達志水町ＰＲハッピ貸し出し申請書（様式第１号）を提出し承諾を受けるものとする。

（後片づけ）

第６条　貸し出し後の片付けについては、次のとおりとする。

　（１）汚れた場合は、クリーニングをして戻してもらう。

（２）破損等した場合は、弁償してもらう。

（庶務）

第７条　庶務は、企画振興課において処理する。

（その他）

第８条　この内規に定めるもののほか、必要な事項は、企画振興課長が別に定める。

附　則

この内規は、平成２９年１月１日から施行する。

別紙様式１（第５条関係）

宝達志水町ＰＲハッピ貸し出し申請書

宝達志水町企画振興課長　様

住　所　宝達志水町

団体名

代表者

連絡先　　　　（　　）

１使用目的：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２使用期間：　平成　　年　　月　　日　　時　　分

～　平成　　年　　月　　日　　時　　分

３使用枚数：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚）

４返 却 日：　平成　　　年　　　月　　　日

５そ の 他：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）